

第1回 長浜市総合教育会議 議事録

I 日 時 平成27年4月21日（火曜日）13時30分～14時24分

II 場 所 長浜市役所東館3階 特別会議室（長浜市八幡東町632番地）

III 出席者

【構 成 員】 藤井勇治市長、北川貢造教育長、井関真弓教育委員
西橋義仁教育委員、川口 直教育委員、七里源正教育委員
西前智子教育委員

【オブザーバー】 大塚義之副市長

【事 務 局】 藤原総合政策部長、松居総合政策部理事兼総合政策課長
中田総合政策課参事、嶋田教育部長、内藤教育総務課長
北居教育委員会事務局理事兼幼児課長、飯田教育指導課長
中川すこやか教育推進課長、伊吹教育総務課副参事
ほか担当職員（3名）

【議事進行】 藤原総合政策部長

【傍 聴 者】 1名

【報道機関】 1社

IV 内 容

1 開 会

2 市長あいさつ

（要旨）

- ・教育委員会の皆さまには、日々、子どもたちの教育の充実・発展、健全育成のためにご尽力いただくことに、心から感謝申しあげる。
- ・私は「教育は国の礎であり、国家百年の大計である。」と考えている。
- ・長浜市長として2期目の市政運営に当たらせていただいているが、全ての市行政の根底にある大切なものは、「人づくり」であり「人材育成」であると強く感じている。
- ・多様化、複雑化する現代社会にあって、教育分野の頑張りだけでは解決することが困難な教育問題や社会課題が発生する事案が全国的に増加する状況にある。このことから、今般、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」の一部が改正され、教育委員会の仕組みが変わり、各地方公共団体において首長と教育委員会とで構成する「総合教育会議」を設置する運びとな

った。

- ・私は、今回の改革を前向きに評価する一方、自身の責任・役割の重さに改めて身の引き締まる思いである。いくら立派な仕組みが整っても、中身が伴わないと意味がないことから、しっかりと実を結びたいと考えている。
- ・「総合教育会議」という新たな枠組みのもと、これまで以上に教育委員会と市が連携・協力し、未来を担う子ども達のために、闊達な議論を交わすことで、より良き教育の方向性を見出すことができることを期待している。

3 教育長あいさつ

(要旨)

- ・全国的な傾向として、教育が抱える問題や課題は複雑多岐にわたり、従前の学校教育、教育委員会制度では対処しきれない事案の発生が増加し、国民レベルにおいて教育改革が必要であるとの認識が広がりつつある。
- ・平成 14 年から学校 5 日制となり、平成 18 年には教育基本法が改正された。また平成 20 年から全国一斉学力調査が実施されるようになり、そして今回、法の一部が改正された。
- ・これまでから、時代背景や社会状況を反映しながら適宜、教育制度の改革は行われてきたが、今回の法改正は特に大きな意味があると考えている。
- ・改正法において、特に大切なポイントは次の 2 点であると考えている。一つは、「総合教育会議」という新たな枠組みのもと、市長と教育委員会とが蜜に連携して教育行政を推進すること。二つ目は、学校運営協議会と学校現場の責任者である校長がしっかりとスクラムを組み、地域と連携した学校運営を行うことである。
- ・国をあげて地方創生に取り組まれているが、今回の教育制度改革は他の分野に先駆けた、教育分野における地方創生であると考えている。市長とともに、教育の地方創生、教育の地方分権にしっかりと取り組みたいと思う。
- ・「学力向上対策」「社会規範教育の徹底」「就学前教育の充実」など、教育課題は山積しているものの、市長と教育委員会とがしっかりと連携し、互いに協力しながら、今後ともより良い教育行政を推進していく。

4 委員紹介

出席者名簿に基づき、構成員、オブザーバー、事務局の順で紹介。

5 議 事

(1) 趣旨説明

事務局は、配布資料に基づき、長浜市総合教育会議の設置趣旨等について説明した。

(2) 協議事項

①長浜市総合教育会議の運営について

事務局は、配布資料に基づき、長浜市総合教育会議の運営について説明し、「協議資料1」で示す長浜市総合教育会議設置要綱(案)にかかる承認を求めた。

その後、教育委員から次の意見が出され、協議の結果、当該意見に関する文言を要綱第1条の本文中に追加することで了承された。なお、各構成員が追加内容について改めて確認した後、成案とすることが確認された。

〈意見：教育委員〉

- ・今般の法改正においては、そこに至るまでには様々な議論、紆余曲折があり、ようやく実現された教育界の一大改革であると考えている。新たに設置される総合教育会議は、この改革の重要なポイントの一つであり、シンボルとなることを鑑み、同会議は法第1条の4第1項の規定に基づき設置されるものである旨について、本文中に明記してはどうか。

②長浜市の教育に関する大綱の策定について

事務局は、配布資料に基づき、長浜市の教育に関する大綱の策定に関する考え方について説明し、次の2点について承認を求めたところ、全会一致で承認可決された。

- (1) 現行の「長浜市教育振興基本計画(計画期間：平成23年～平成27年)」の内、「基本方針」「基本目標」「施策の基本的方向」をもって、「平成27年度長浜市の教育に関する大綱」に代えることについて。
- (2) 「第2期長浜市教育振興基本計画(以下「2期計画」という。)」の策定に向けた取り組み、ならびに次年度以降についても今年度同様、2期計画中の「基本方針」「基本目標」「施策の基本的方向」をもって「長浜市の教育に関する大綱」に代えることについて。

6 その他

第2回会議は8月下旬、第3回会議は11月を予定。

7 閉会

14時24分終了